| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 八十一　都道府県知事等 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの | ［略］ |
| | | 出入国在留管理庁長官 | 出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第八十三条で定めるもの | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 九十一　厚生労働大臣又は都道府県知事 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの | ［略］ |
| | | 出入国在留管理庁長官 | 出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第九十三条で定めるもの | ［略］ |
| 九十二　都道府県知事等 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十四条で定めるもの | ［略］ |
| | | 出入国在留管理庁長官 | 出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第九十四条で定めるもの | ［略］ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 八十一　都道府県知事等 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの | ［同上］ |
| | | 出入国在留管理庁長官 | ［同上］ | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 九十一　厚生労働大臣又は都道府県知事 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの | ［同上］ |
| | | 出入国在留管理庁長官 | ［同上］ | ［同上］ |
| 九十二　都道府県知事等 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十四条で定めるもの | ［同上］ |
| | | 出入国在留管理庁長官 | ［同上］ | ［同上］ |